

Title	牛久宿助郷差村騒動 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.9 (1936. 9) ,p.1375(117)- 1394(136)
JaLC DOI	10.14991/001.19360901-0117
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360901-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

あらう。ソヴェート聯邦に於ける近年の經驗は時々の政治的事情が其經濟政策を支配せる事實を明白に物語つて居る。

吾々は此處に結論として、ハイエクが計畫經濟論研究の結果得た所の結論を引用したい。即ち

「選擇せる諸社會主義的構造の研究に依つて茲に到達せる結論が必ず最後のものであるといふ要求はしない。併し最近の議論からして次の一つの事は論議する餘地の無い程明白である、即ち吾々は、今日吾々が經濟組織の作用を『計畫』に依つて改良したり、或は生産力を著しく阻害せず何等かの方法で社會主義的生産の問題を解決したりする智識的準備が出来てないといふ一事である、缺けて居るものは、『經驗』ではなく、吾々が之まで、明確に表はさうとした丈けで答へることの出来なかつた所の問題の知識的克服である。何人と雖も或解決策が見出されるかも知れぬといふ可能性を全然無視しようとはせぬであらう。併しながら吾々の現在の智識状態の下に於ては、斯様な解決策を發見し得るか何うかは頗る疑はしいとせねばならぬ」と。(註一八)

(註一八) Hayek 前掲書二四一―二頁

然らば吾人の求む可き道は如何。

以上の論述のみから採るべき手段を詳細に指定することは出来ないが、少くとも計畫經濟の方向を辿ることが決して望ましいものでなく、寧ろ自由競争を可及的圓滑ならしめるのが推稱すべき經濟政策の進路であるといふことが出来るであらう。自由競争に伴つて生ずる諸々の弊害を見、競争を制限するか如く考へられる所謂統制經濟の如き實際の經濟的發展の傾向を熟視する時、之に對する對策は即ち自由競争の好き効果を齎らす様に之を利用して行くことではなければならぬ。

牛久宿助郷差村騒動

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川時代に於ける農村の負擔を過重ならしめた原因の一つとして助郷の制度が擧げられる。従つて助郷を中心として農民が訴訟を起し、騒動をなしたことはその例少なしとしない。こゝに紹介するものもその一つである。水戸街道の牛久宿の助郷が問題となり、文化元年九月下旬、常陸國河内郡その他數十ヶ村の百姓が牛久宿の間屋あさや治左衛門の宅、その他を襲撃した事件である。この地方の領主關係は後に紹介する資料の示すが如く、頗る複雑である。天領を始め、大名、旗本の所領が交錯してゐた。そのためかこの暴動も容易に鎮壓することが出来なかつたやうである。隣藩の堀田大藏大輔正順、十一萬石、佐倉藩、及び土屋保三郎寛直、九萬五千石、土浦藩の援助を求めざるを得なくなり、さらに十月廿三日には幕府が直接次ぎのやうな命令を發するに至つたのである。

一 常州村々百姓共徒黨一件

下野守殿御渡

御勘定奉行江

常州河内郡女化原江百姓共相集騒立候由候間、堀田大藏大輔、土屋保三郎家來人數差出、御代官竹垣三右衛門、

牛久宿助郷差村騒動

一一七 (一三七五)

萩原彌五兵衛、岡田清助相談、早々取鎮候様、大藏大輔、保三郎に相違候條可被得其意候
下野守は時の老中青山忠裕である。さらに代官に對する指令は、

「御代官三人に申渡書

常州河内郡邊百姓共集り騒立候之由、右ニ付早々出立いたし取鎮可申候、尤飛道具相用不苦候事(以上「徳川禁令考」第四帙六十一―二頁)

この文面に依つてもこの騒動が相當大なるものであつたことは十分推察出来る。然るにこれに關する記事をあまり見ない。私の見たのは僅かに野口如月編「稻敷郡志」(大正五年版)一〇〇頁に牛久騒動として記載された一文のみである。稻敷郡は舊河内、信太兩郡に當り、事件の發生地である。この記事は必ずしも正確な記載とは云ひ難いが、事件の概要を知る上に頗る要領を得てゐる。地方誌ではあり、大方の讀者の目に觸ることが少ないと思ふから、敢てこゝに引用させて貰ふ。罔點は私がつけたものである。

「山口周防守領内にて水戸往還驛路に當り人馬次立の頻繁なるに信濃國淺間の噴火あり砂を降らす事尺餘田畑荒廢して人民の困窮其極に達し繼立の御用に堪へざるを以て天明中牛久宿治兵衛人民の窮狀を述べ八百八ヶ村の助合を願ひけるに向ふ十ヶ年限り採用せられたり滿期後助合を解かれ荷物滯滞如何共する能はざりき此時に當り問屋治左衛門は心正しく仁義を守り私慾に薄く他の難儀を見ては我一身をも措まざるの人なりければ人民の推す所となり百八ヶ村助合復權に就き惣代として文化子年四月上旬出府し道中奉地圖筑後守に訴へたるも用ひられず依りて領主山口周防守御留守差添國富新八郎大納言役毛利斧右衛門の二氏治左衛門を召し連れ郡奉行より重役の許へ出張し願の件採用せられ九月十七日を以て松平兵庫守より更めて聞届らる之れを聞くや不平の徒天明中の助合

と異り永代定助に仰せ付けられし事を非難し百姓徒黨して女化原に集り小池の勇七、吉十郎、桂の兵右衛門等を始め數千人組を分ちて牛久問屋に押し寄せ治左衛門家宅其他を破壊して引上げたり此日往還御用掛り太田幸吉、鈴木榮助より土屋相模守に援兵百人を請ふ此の時に當り隣藩に於ても數多の援兵を催され形勢不穩となり文化元年十月二十四日牛久騒動取鎮めとして關東郡代竹垣三左衛門萩原彌五郎岡田清助三人派遣せられ賊の首魁を逮捕し何れも重罪に處せられ元の如く助合を得て無事に平定になりたり」と

この文章は多少の補正を必要とするやうである。牛久の領主山口周防守弘致(後に但馬守)は一萬十七石の大名である。牛久宿困窮の原因は單に淺間山の噴火だけではなかつたらう。この助郷問題には牛久宿と同じく荒川沖宿の名が擧げられてゐる。牛久の次驛である。即ちこの兩宿の助郷問題である。牛久宿の問屋治左衛門がこの問題の中心人物であることは明かである。

當時宿驛の疲弊は一般であつた。その疲弊を救ふ方法として増助郷をなすことが先づ考へられた。治左衛門が天明中の臨時の助郷を復活せんことを願つたのは恐らく止むを得ぬことであつたらう。道中奉地圖筑後守は勿論誤植であるが、文政元年の武鑑が手もとにないのでよく解らない。橋本博氏編纂の大武鑑に依れば、享和三年にも、文化四年にも筑後守を稱せる道中奉行はない。又文化二年の「諸家名寄」にも、「國字分名集」にも地圖と云ふ姓は見當らない。又松平兵庫守は松平兵庫頭の誤植であるが、後に淡路守になつた信行で、千石取の旗本である。當時勘定奉行の末席であつた。しかし野口氏の記すが如く官裁を経たものか如何か疑問の餘地がある。

治左衛門以外にも宿驛困窮の救済策を講じてゐた者があつた。久野村の長兵衛、阿見村の權左衛門等がそれである。彼等は最初増村に同意したのではあつたが、さうすれば村々の困窮が増大するので躊躇した。又村々全體で引

請ける方法をも考へた。その方法はあまり明瞭ではないが、各村が高に應じて積金し、これを貸附金として、その利子を以つて人馬を供給せんとするものの如くである。これ等村の口利き運が助郷問題について往來し、會合したりしつゝある間に、一般百姓の間の猜疑は高まり、あさや治左衛門を始め、それ等の運動に従事してゐる者を憎悪するに至つたのである。

幕府からはすでに治左衛門その他の者の願書に應じて各村との經濟状態を調査し始めんとしたものの如くである。しかし未だ助郷の割宛は決定してはゐなかつたのであらう。百姓の不安は高まつた。何人とも知れず、「あさや願の筋につき女化原へ集まれ」と云ふ張札を出し、又廻狀が送られた。そして終に暴動化したのであつた。隣藩の援助を受けたことは前述の如くである。但し「稻敷郡志」にある土屋相模守は誤りである。寛直は當時は勿論、後にも相模守を授爵したことはなかつた。

次に紹介する一文はこの騒動の判決文である。「助合差村騒動御裁許」と題する寫である。前掲「稻敷郡志」にも助合とあるが、勿論助郷で、恐らく郷の字の草體を誤讀したのであらう。この寫は天保五年のもので、判決が下つたのは事件の翌年文化二年八月十一日であるから、廿九年後のものである。かなり讀みにくい書體であり、又誤字も少なくないやうである。中には意味の通らぬところもあるが、騒動のあつた地方の農民の筆寫したものであり、徒黨事件の判例として、意義あるものと思ふから、左に全文を紹介することとする。判決文の常として、事件について同じことを幾度も繰返して記載してはゐるが、これを讀むと、當時の農民間の動搖、又かうした暴動の心理状態をかなりによく覗ひ知ることが出来ると思ふ。

差上申一札之事

常州村と百姓共及徒黨の一件、再應御吟味之上、左之通被仰渡り、

一 桂村利八儀、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御糺之儀御申渡有之、助合人馬差出の儀を難儀ニ存居の節、あさや願之儀ニ付、女化原に可罷出旨張札有之の由、秋々女化原に罷出、徒黨ニ加リ、桂村兵右衛門及發言、又と誰申出の儀も無之、大勢之もの共一同、久野村長兵衛外壹人宅打潰、剩牛久宿次左衛門宅打潰の節、長吉と名前不存もの鋸壹挺相渡りを持參り、利八に相渡、同人請取、女化原に捨置由申立の得共、右と無證據ニ付難立(申譯脱カ)、盜取の儀も同様之の由申立、方不届ニ付、重敲被仰付、村役人共は御引渡被遊り、

一 泉村名主組頭共儀、村柄爲御糺、御越被成の御手代中村役人共御呼出之節、病氣又と他行等ニ差支の由、百姓平右衛門を頼、村役人物代ニ差出、既ニ同人儀心得違いと、百姓と申立の由聞濟有之間敷存、名主代兼組頭平右工門を申立の始末ニ相成の段、一同兼之申合方奉行届故之儀、ふ埒ニ付、名主と過料錢三貫文被仰付、組頭共と急度御叱被置り、

一 上吉原村、中吉原村、下吉原村、塙村、泉村、君山村、小坂村、久野村、桂村、井野岡村、嶋田村、奥原村、正直村、月出村、東大和田村、福田村、柏田村、下根村、阿見村、小池村、上條村、蒲ヶ山村、薄倉村、大形村、青宿村、廻戸村、大室村、懸馬村、竹來村、東若栗村、實穀村、追原村、君嶋村、上長村、飯倉村、撫子村、上大塚村、下大塚村、板橋村百姓共儀、あさや願之儀ニ付一會いとしい間、女化原に可罷出旨、無名之張札有之、あさやと有之の由牛久宿問屋次左衛門家名故、人馬助合之儀ニ付相談可有之哉と存、村役人共制をもふ取用、女化原に罷出、又と罷出村との廻狀到來いとしい由、夫と徒黨ニ加リ、其上推量疑を以、牛久宿次左衛門、久野村長兵衛外壹人馴合、人馬助合之儀ニ付、私欲可致巧とい杯、口と申之、兵右衛門任申、或と誰發言いとしい

々申義も無之、一同押寄長兵衛外貳人宅を打敲ひ始末ニ相成ひ段ハ、小池村勇七、桂村兵右衛門取斗ハ事起リハ
義々ハ乍申、徒黨ニ加リハ共ハ勿論之儀、ふ罷出もの共も既同様之心底ニ相成、右をふ差留段ハ届ニ付、村
高ニ應し過料錢三百四拾貫文被仰付ハ、

一手代木村、立野村、上横場村、下横場村、南中妻村、北中妻村、西若栗村、菅間村、上下大井村、榎戸村、稻岡
村、東橋穴村、梶内村、赤塚村、新蔭田村百姓共儀、東郷之内、女化原近村之もの共會合いし趣相聞、
右ハ同所ニ罷出旨、無名之張札いたし、ふ罷出村ニハ押寄、家居打潰ハ杯風聞有之、怖敷ハ逆、村役人共制
ハをもふ取用、穢々女化原ニ罷出、久野村長兵衛外貳人宅打潰ハ節も、東郷之もの共一同罷越ハ始末、徒黨ニ加
リハもの共ハ勿論之儀、ふ罷出もの共も既ニ同様之心底ニ相成、罷出ハもの共をふ差留段一同ハ届ニ付、村高ニ
應し過料錢八拾貳貫文被仰付ハ、

一久野村長兵衛儀、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、近村ニ一同差村ニ相成、御代官御手代中被相越、村柄御糺之儀被
申渡ハ節、先年も助合相勤ハ駒馬村外三拾四ヶ村之外、増村いし、人馬助合ハハ、難義薄可有之哉之段、阿
見村組頭權左衛門ニ申聞ハ承知いし、惣代ニ成願ハ様任申、夫々得々懸合もふ致、一字不明權左衛門名前を認、有
合判を押、兩人とも貳拾五ヶ村惣代之由申立、右御手代中ハ願書差出、村柄御糺之節、右村之内願之趣意ハ相
辨も有之、其段御察度請、權左衛門も右惣代之由申立置ハ儀ハ存、困窮之趣を以、助合御免相願ハ趣之書付、
御手代中ニ差出ハ仕義ニ相成、一事兩様之儀ヲ申立ハ趣、御察度請ハ段、權左衛門申聞ハ節も、有合判を押、願
書差出ハ段も申聞、最初之願書ハ願下ケ可致間、權左衛門も願下ケいしハ呉ハ様申儘、其後自用繁多ハ逆
等閑いし置ハ始末、旁ハ届ニ付江戸拾里四方追放被仰付ハ、但シ御構場所徘徊致間敷旨被仰渡ハ、

一右村名主兼帶了簡役清之進、名主傳兵衛、清兵衛、組頭兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛儀、女化原ニ罷出旨、
無名之張札有之、人氣騒立、小前之もの共制ハをふ取用、徒黨ニ加リハ始末ハ、近村も可然之義故無餘義筋ニ
ハ得共、長兵衛儀夫々ハ懸合もふ致、阿見村權左衛門兩人、貳拾五ヶ村惣代之由申立、權左衛門名前ニ有合判ヲ
押、村柄御糺として被相越ハ御手代中ハ願書差出ハ義を申聞もふ致、其上困窮之次第申立、助合御免相願ハ趣之
書付、清兵衛持參、御手代中御旅宿ニ差出ハ節、長兵衛儀増村いしハ助合度趣願置ハ儀も有之、一事兩様ニ相成、
同人取斗方ハ束ニ付、權左衛門ハ懸合、否可申立等申付置ハ間、早ニ可申立旨、御手代中ハ申聞ハを、自用取紛、
長兵衛ハ申聞、等閑いし置ハ始末、清兵衛も別々之儀、其外之もの共も畢竟兼之申合旨不行届故之儀、
ふ埒ニ付、清兵衛も過料錢五貫文被仰付、清之進、傳兵衛も急度御叱リ、兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛も御叱
リ被置ハ、

阿見村權左衛門儀、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御糺之儀、御代官御手代中ハ被申渡ハ節、久野村
長兵衛儀先年助合相勤ハ村々之外、増村いしハ助合ハ積リ相願ハハ、難義薄可有之哉之旨任申、惣代ニ成願ハ
ハ様及挨拶置、御手代中ハ助合御免之儀相願、一事再様之旨御察度請ハ趣、長兵衛ハ被申聞ハ節、右最初之書付
ハ願下ケ可致間、權左衛門ハ同様願下いしハ呉ハ様申ハを、其儘ニいハ置、又ハ差村一ハハ引請人馬助合ハ
願式ハ高掛ニハ金子差出、御貸附相願、利金を以人馬相雇助合ハハ、可然哉と存付、村役人共一同承知之上、廻
戸村役人共ハ申聞、猶可及相談所存ニ付、東若栗村、中字不明原村ハ兩度會合いしハ次第ハ、都々新規之儀ニ有之、
近村之小前之もの共困窮等之儀申立、人馬助合之儀ヲ相敷罷在ハ時節、右様之義相催ハ故、自ハ人氣もハ様様
相成、既疑請ハ始末ニ成行ハ段ハ埒ニ付、急度も可被仰付處、右手代中ハ徒黨發頭之もの共名前相探申立ハ付、

御宥免を以御咎之ふ被及御沙汰、寢被仰渡い、
 右村名主組頭共義、女化原に可罷出旨、無名之張札有之、近村之もの共一同相集、村内小前之もの共も制いを
 ふ取用、追々徒黨ニ加り次第を、最寄村ニ一躰之儀ニあふ及力段、無餘義筋ニ得共、牛久、荒川沖兩宿困窮
 ニ付、人馬助合差村ニ相成村柄御糺として、御代官御手代中被相越、既ニ御糺相濟い後、いつれニも人馬助合を
 可被仰付、今般之差村一躰ニ引請相勤いハ、人馬出高相減、又高掛りを以金子差出、御貸附相願、利金を
 以人馬相雇、助合いハ、可然旨、組頭權左衛門申出、一同承知之上、廻戸村役人共ニ申談、夫ニ申繼、東若栗、
 中吉原兩村に會合いとし、右躰存付之儀を及相談いニ付、小前之もの共相疑い始末に成行い段、權左衛門任申分
 ニ儀とハ乍申、一同ふ埒ニ付、急度も可被仰付處、權左衛門一同申合、徒黨發頭之もの共、名前相探申立いニ
 付、御宥免を以、御咎之ふ被及御沙汰被仰渡い、

小池村勇七儀、水戸往還牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御糺之儀御申渡有之、人馬助合い様相成い
 ち、可及難義哉を推量し、村々より積金いとし、牛久宿御領主に差出、貸附いとし、利金を以、人馬相雇、差
 出いハ、難義薄可有之哉を見込、近村之もの共を最寄女化原に相集メ及相談い、御奉行所に願出い積相内、
 吉十郎之及示談、牛久宿問屋治左衛門、家名あさやと申、人馬助合之義も同人願い事故、村々ニあも辨可罷在哉
 と存し、あさや願之儀ニ付、一會いとしい間、男をへきもの女化原に可罷出旨、最寄村ニ高札場等、無名之
 張札いとし、又もふ可參之村に兩人^{三字不明}之儀廻狀差出し、人數相集い得、一^{一字不明}人氣騷立、願之趣意可及相談
 躰無之、次左衛門も人馬助合之儀を惣代ニ成願出、久野村長兵衛、阿見村權左衛門も、右ニ馴合、私欲可致巧を
 以、増村いとし、人馬助合之義相願い杯、推量疑之儀とも、口々申之、桂村兵右衛門發言いとし、或ハ誰申出い

之申義も無之、大勢押寄、治左衛門外貳人宅相潰い次第も、假全申動い儀無之いとも、第一御法度相背、初發村
 々集會之儀相企い故、右始末ニ成行いニて、則徒黨頭取共相聞、ふ届至極ニ付、於其所獄門可被仰付所、病死い
 としい間其旨可存い、同村吉十郎も牛久荒川(沖)兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御糺有之い段、村役人共申聞、人
 馬助合之儀を難義(ニ)存居い節、積金いとし、牛久宿領主に差出、貸附いとし、利金を以、人馬相雇、助合い
 積可願出、右ニ付最寄女化原に村々之もの共可相集旨、無名之張札いとし、人數ヲ集、願筋可及相談旨、村内勇
 七任申同意いとし、張札下書をも一讀いとし、其上吉十郎倅乙次郎に張札爲認吳い様申聞い連、勇七用事有之旨
 申い間、參りい様乙次郎に申付、勇七々相對之姿いとし、張札を認、女化原に會合之節、勇七引請可被斗旨申
 之いニ付同人に任せ置い段ハ、一躰御法度相背、徒黨頭取ニ差續いとし方、ふ届ニ付、遠島可被仰付處、病死
 いとし、桂村兵右衛門ハ牛久宿川兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御糺之儀御申渡有之、難義ニ存居い節、あさや願
 之儀ニ付、一言いとしい間、女化原に可罷出旨無名之張札有之、人馬助合之儀を相談いとしい義も心得、女化原
 へ罷越い得共、重立右躰之義申出ものも無之、被欺い儀を心外相成、差別を改、ふ罷出村々に集會之儀、廻狀
 差出い後、小坂村名主忠左衛門外壹人罷越し、積金いとし、人馬相雇差出い様願可遣問、追ふ否申聞い迄相待居
 い様申聞いを、ふ承請、廻狀戻り次第牛久宿へ罷越い杯相答、又も牛久宿問屋治左衛門外貳人馴合、私欲可致巧
 ニあ増村いとし、人馬助合度趣相願い段難心得、拾數ケ村之もの共、推量疑之儀とも申之及節、治左衛門宅を可
 打潰旨發言いとし、大勢ニ先立、牛久宿に押寄、同人宅打潰い始末、酒亂ニあ前後ふ相辨由之申分ハ難立、徒黨
 頭取ニ差續いとし方、ふ届ニ付、遠嶋可被仰付處、是又病死いとしい間、一同其旨可存段被仰渡い、
 一桂村長吉儀、御吟味中欠落いとしい間、其旨可存段被仰渡い、

牛久宿助郷差村騒動

一右之外先達御吟味ニ付、被召出いの共ハ、土埒之筋も無御座、御構無之間、今般不罷出もの共ニハ其旨可申

通段被仰渡い、
右被仰渡之趣、一同承知奉^{一字不明}□いハ、過料錢三日之内、大貫次右衛門様ニ可相納旨被仰渡、是又承知奉畏い、若
相背(い)ハ、重科可被仰付い、仍御請證文差上申處如件

久世大和守領分

文化二年八月十一日

常州信太郎桂村

百姓 利 八
泉村 名主 惣右衛門
與頭 新兵衛

信太郎上、中、下吉原村百姓惣代 上吉原村 百姓 源右衛門

埴村百姓惣代 名主 利兵衛

河内郡泉村百姓惣代 百姓 喜左衛門

岡田清助御代官所、水野彌兵衛、日根野織部、初鹿野安之丞、水野万之助、
馬場大助、柴田源九郎、佐々木五郎右衛門(知行)

信太郎若山村百姓惣代 百姓 惣右衛門

久世大和守領分

同郡小坂村百姓惣代 同 長右衛門

久野村百姓惣代 同 茂右衛門

桂村百姓惣代 同 利兵衛

井野岡村百姓惣代 同 喜兵衛

島田村百姓惣代 同 兵右衛門

奥原村百姓惣代 同 五右衛門

正直村百姓惣代 同 平右衛門

月田村百姓惣代 同 甚兵衛

由良信丸知行所

河内郡東大和田村百姓惣代 百姓 權兵衛

松平政千代領分

信太郎福田村百姓惣代 同 惣七

七尾熊三郎知行

河内郡板田村百姓惣代 同 武兵衛

下根村百姓惣代 同 長右衛門

丹波五左衛門、久永源兵衛知行

信太郎阿見村百姓惣代 同 利助

上杉兵部知行

同郡小池村百姓惣代 同 八郎兵衛

上條村百姓惣代 同 平右衛門

阿部四郎五郎知行

牛久宿助郷差村騒動

牛久宿助郷差村騷動

一三八 (一三八六)

同郡浦々山村百姓惣代 同 利兵衛

大久保安藝守領分 同郡薄倉村百姓惣代 同 金五兵衛

村上三十郎、多賀三右衛門組與力給地 同 新内

信太郎大形村百姓惣代 同 新内

松平政千代領分 同郡青宿村百姓惣代 同 忠左衛門

大寶村百姓惣代 同 又兵衛

廻戸村百姓惣代 同 次五左衛門

掛馬村百姓惣代 同 四郎右衛門

竹來村百姓惣代 同 瀬兵衛

東栗村百姓惣代 同 武左衛門

實穀村百姓惣代 同 平次兵衛

追原村百姓惣代 同 權兵衛

君島村百姓惣代 同 作右衛門

上長村百姓惣代 同 仁左衛門

倉村百姓惣代 同 與次右衛門

由良信丸知行所

同郡河内郡猪子村百姓惣代 同 彌五右衛門

大久保安藝守領分

同郡下天塚村百姓惣代 同 清右衛門

岡田清助御代官所

同郡下大城村百姓惣代 同 長兵衛

大久保安藝守領分

同郡板橋村百姓惣代 同 三左衛門

細川長門守領分

同郡手代木村百姓惣代 同 伊右衛門

立野村百姓惣代 同 半右衛門

上横場村百姓惣代 同 六右衛門

下横場村百姓惣代 同 波右衛門

南中妻村百姓惣代 同 助左衛門

北中妻村百姓惣代 同 久右衛門

南石栗村百姓惣代 同 善兵衛

由良信丸知行所

同郡菅間村百姓惣代 同 十右衛門

細川長門守領分

牛久宿助郷差村騷動

一三九 (一三八七)

同郡大井村百姓惣代	同	五兵衛
同郡榎戸村百姓惣代	同	庄兵衛

同郡稻岡村百姓惣代	同	義兵衛
東横穴村百姓惣代	同	甚兵衛
同郡内村百姓惣代	同	傳左衛門
赤塚村百姓惣代	同	佐左衛門
新持日村百姓惣代	名主	半兵衛

久世大和守領分

信太郡久野村名主兼帶了簡役清之進後見 同人親 和藤次事長兵衛、同名主兼帶了簡役清之進、名主傳兵衛、清兵衛、組頭兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛

右惣代	清兵衛
-----	-----

久永源兵衛知行

同郡阿見村

組頭	權左衛門
----	------

丹波五左衛門知行

同村名主庄兵衛、久左衛門、組頭久兵衛、又右衛門、宇兵衛、佐兵衛、

久永源兵衛知行

同村名主茂右衛門、與頭庄右衛門、

山口周防守領分

河内郡牛久宿惣代	右惣代	庄兵衛
信太郡荒川沖宿	間屋	治左衛門
		半蔵

判決の結果を概括すると次ぎの如くである。

- (一) 桂村利八、凶器竊盜亂暴、判決重敵。
- (二) 泉村名主組頭、申合不行届、過料錢三貫文。
- (三) 上吉原村以下三十九ヶ村の百姓、徒黨参加、過料錢三百四拾貫文、村高割。
- (四) 手代木村以下十五ヶ村の百姓、徒黨参加、過料錢八拾貳貫文、村高割。
- (五) 久野村長兵衛、一事兩様の願書提出、江戸拾里四方追放。
- (六) 久野村名主兼了簡役清之進、名主傳兵衛、清兵衛、組頭兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛、申合不行届、清兵衛は過料錢五貫文、外前二者は急度叱り、他は叱り。
- (七) 阿見村權左衛門、一事兩様の願書提出及び事宜に應ぜざる會合、但徒黨發頭人探索の功に依り無罪。
- (八) 阿見村名主組頭、右權左衛門と同じ。
- (九) 小池村勇七、徒黨發頭人、獄門。但し判決前病死。
- (一〇) 小池村吉十郎、徒黨贊助、遠島。但し判決前病死。
- (一一) 桂村兵右衛門、徒黨贊助並びに暴行發言。遠島。但し判決前病死。

牛久宿助郷差村騒動

(一二) 桂村長吉(凶器を利八に渡したと云はる者)裁判中逃亡。

この判決を見て恐らく何人も疑惑を抱くと思はれることは、この暴動の發頭人とされてゐる小池村勇七、吉十郎、桂村兵右衛門の三名が何れも吟味中死亡したことである。恐らく彼等は甚しい拷問を受けたことであらう。しかし彼等は容易に伏罪しなかつたのではなからうか。あるひは無實の罪ではなかつたらうか。彼等の名前を探知したのは阿見村の權左衛門以下その村の名主組頭達であつた。今これ等の村との關係を知るべき何等の資料もないから、如何なる事情が存在してゐたか知るよしもない。

最後に牛久宿問屋あさや治左衛門について附記する。彼は勿論何の處罰も受けなかつた。上記の調書からは彼が如何なる人物であつたか知ることは出来ないが、必ずしも人望頗る高かつたとは思へない。唯同じ頃に同名にして武田氏を名乗る者が同地方にゐた。この者と同一人物であるか如何か。この地方の事情に委しい方の教を乞ひたす。

附、「上總國三ツ作村百姓越訴」追補

私が本誌第三十卷第六號に紹介した上記の記事中、「資料第一」の次に「この間に何等かの往復があつたものと思はれるが、資料を缺くために不明である」と述べた(一二八頁)。今回その缺を補ふべき資料を發見したから左に追録して置く。それは本家高木市太郎に訴願した百姓惣代達は、地頭同姓仲に引渡され、地頭から直書が與へられ

た。その直書とそれに対する百姓側の心得を述べたもので、「資料一」と「二」との間に入るべきものである。追加の第一は領主の直書である。

「此度小前惣百姓願書一見致し處、此方兼る申渡し筋等致相違ひニ付、猶又申渡左之通り、

一知行新田方舊來干損之地ニ難澁之處、兼る工夫ニ井戸其外堀切等七話いふしニ付、追々難澁も薄く、右出情致、満足ニ存居し、然る所昨年春中古名主角左衛門死失後、元名主戸右衛門心掛ケふ宜し故、一同取締行届ふ申、戸右衛門義親親戸右衛門引續役義も相勤し事故、格別ニ出情可致之所、左様之心掛ケ無之、既ニ去ル春申直ニ内談致し義有之得共、一向等閑之致方、喜右衛門義親糶米納時節辨ふ申、其上定免の趣意忘却致し旨申立、兩人共役儀ふ相應之事ニ間、格別憐愍を以、無何事退役申付、扱又其外堰地隠田在之趣承知致、旁以是迄定免之儘難捨置ニ付、無據此度新規改正申出外事ニ付、

一地所改換ふ致し内、百俵之取増申付儀決る無之、地所改之上、公儀御法ニ相背、其上ニも程能勘辨相加、百姓共難儀ニ及間敷様取極、地頭百姓共實意心切大一之事取極可申管ニ付、此方非常難儀之節、用金借米等可申付、知行所難儀之節見分之上、種米并扶食手當可致し事、

一隠田露顯ニ付、改換無之ニ、企五拾兩を以詫入儀以外之事ニ存し、殊ニ此方より急度書下ケ等無之、又銘々請書もふ差出外内、金貳拾兩差出外杯、ふ埒の至ニ付、依之其儘ニ難捨置、急度相正し、惣百姓心様爲取直、相互ニ實意心切ニ専ニ以來成行し様致度外事、尤隠田之儀も角左衛門勤役中相掛居し義も如何之事ニ付哉、此義も追々穿鑿致可申事、

これに依つて前名主免職の理由が明かにされた。しかし一言も差越願を本家に提出したことを答めてゐないのは、

本家の取なしでもあつたのであらうか。兎に角一向に温情を以つて解決を計らんとしたのであつた。これに對する百姓側の答が追加の第二である。

乍恐以書付を奉願上り

御知行所上總國三ツ作村小前惣代之者共奉申上り、私共儀御吟味中之處、厚御理解之上、品々被仰出ひ廉々心得方御答可奉申上旨被仰付ひニ付、乍恐左ニ廉書を以奉申上り

一御知行所田方舊來干損之地ニ難澁之處、厚御セ話を以、井戸堀切等出來、追々難澁淺薄く相成り段、百姓共一同難有奉存ひ、

一元名主戸右衛門、喜右衛門取締行届ふ申、戸右衛門は別段御内談も被爲有ひ處、等閑虫喰き、喜右衛門は糯米上納時節辨ふ申、其外定免之趣意忘却いぬし旨申立、兩人共役儀ふ相應之取斗いぬし段、其子細小前之者共ニ於て相辨ふ申ひ得共、一同奉恐入ひ、

一堰地隠田在之儀、村用諸向名主組頭共引受虫喰ひ義虫喰堰地田作之儀、前々之村役人共虫喰圖虫喰ひ得共、先達る奉請御察當、新田作付御届ふ申上段、小前之者共ニ至迄恐入ひニ付、向後新規御取箇被仰付ひ共、一同一言可申立様も無御座ひ、

右堰地新田爲御詫願々小前之者共々、龍門寺玉藏院を相頼可申旨、名主惣五郎より申聞ひニ付、當二月中相頼、四月中迄度々出府致貴ひ義ニ御座ひ、然ル所惣五郎并右兩寺院々申聞ひ、堰地新田御届延引ふ調法爲御詫々、金五拾兩上納仕上り、地所改御宥免ニ相成り管內談行届ひ間、先前名主角左衛門梓猶七重立、夫々割合を以、五拾兩調達可致旨嚴敷被申付ひ、右々兩寺院并ニ名主組頭中出府中、多分之虫喰用相掛り、一同難澁之間柄ニモい

得共、御宥免ニ相虫喰ひ得虫喰殊ニ右金上納仕上り、少々御地頭所様御爲筋ニも可相成哉々奉存、右御詫金五拾兩調達可致管取極、請印紙右兩寺院に相渡置ひ處、内金貳拾兩先月下旬可差出旨、兩寺院并惣五郎々申付ひニ付、夫々割合相渡ひ義ニ御座ひ、尤受取書々ふ揃ひ得共、右金子之儀ニ付證據ニ相立、龍門寺玉藏院自筆書物在之ひ、然ル處此節右跡之御沙汰御書下ケ等々無之段仰聞、奉驚入ひ、依るも全惣五郎并兩寺院々品能小前を申誑し、出金爲致ひ義々奉存ひ間、此段嚴敷御吟味奉願上り

一地方御改正之儀、違背仕心底ニ御座なくひ得共、右百俵過免上納之儀、惣五郎度々申聞ひニ付、一同恐驚、彼是村方騒立ひ義ニ御座ひ、然ル所此度御書下ケを以、御仁惠之御思召奉承知、殊ニ難有奉存ひニ付、御地頭所様御非常御用金等御座ひ節々、何様ニも情々奉納納様、私共々勿論小前一同厚虫喰心懸ケ可申ひ、

一御年貢米五箇年目切替御定免上納被仰付置難有奉存ひ間、向後假令水干損在之ひ共、村役人并小前重立之者共内見致、百俵ニ付三拾俵迄之違作、御檢見又々御引方等不奉願、御定免之通上納仕、若シ三拾俵以上之違作ニハ、御檢見相願ひ様可仕、右之通奉請御開濟、來ル戌年々五ヶ年見様之水干損之患も無御座、地味立直ひハ、年限相立、何程成共其加米増上納仕度奉存ひ、其余新規免増立、増上納仕ひ儀々、後來永久之響ニ相成り儀ニ付、御宥免奉願上度奉存ひ、右々御尋ニ付奉申上り、何卒格別之御慈悲一村穩ニ相治ひ様、御仁惠奉願上り、以上

酉八月廿九日

これには勿論本家に差越願ひを出した理由も記してなく、又謝罪もしてゐない。恐らく互になかつたことと見做したのであらう。さらに惣五郎等に對する排斥も未だ強く現れてゐない。要するに九月二日以後、即ち「資料第三」以後に現れた百姓側の願訴に對する地頭側の不徹底な取扱方が問題を悪化したのであつた。兩者の應酬の虚々實々の有様を知るために、多少の重複を厭はず、敢てこゝに追補して置く次第である。(昭和十一年八月十九日稿)

正 誤

八月號掲載の論文表紙目次「國家運動の勃興」さあるは「國學運動の勃興」の誤なり

戸田武雄著『機械の經濟學』

藤 林 敬 三

この數年來、技術の社會科學的研究は漸く吾國の識者の注意を惹くに至つてゐる。假りに單行の著作として——翻譯書はこれを除く——吾々の見ることの出来るものを擧げるとすれば、次ぎの如きものがある。即ち

馬場敬治著『技術と經濟』(現代經濟學全集)昭和八年六月。

戸坂潤著『技術の哲學』昭和八年十二月。

宮本武之輔著『技術・社會・人生』昭和九年四月。

相川春喜著『技術論』(唯物論全書)昭和十年十一月。

この外、岡邦雄著『唯物論と自然科學』、早瀬利雄著『現代社會學批判』、及び柴田敬著『理論經濟學』(上卷)等の諸著作中には、また吾々の參考とするに足る諸研究が部分的に含まれてゐる。

この内最後の柴田氏の著作を除けば、概して所謂補償説の問題、乃至は技術的失業の問題は、未だ一般の識者の興味を中心に置かれてゐないやうである。その理由とする所は、素より吾國に於ける技術の社會科學的研究が漸くその端緒を得初めたといふ事情に存するとも考へられるが、その基本的な理由は寧ろ、この數年來吾國に於ける失